

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例（令和3年3月30日京都市条例第48号）（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課）

京都市楽只児童館については、元楽只小学校跡地の一部に移転するため、条例上の位置を移転先の住所地に変更することとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第48号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市楽只児童館の項中「京都市北区紫野上御奥町8番地」を「京都市北区紫野西舟岡町2番地」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)